平成２３年（フ）第１０６号
千葉県八街市八街は106番地
債務者　金子　恵子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　貴康
4　破産債権の届出期間　平成23年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３１号
秋田県能代市末広町３番５号
債務者　木元　　仁
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　虻川　高範
4　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１３５号
千葉県成田市宗吾３丁目533番地５
債務者　小林　　勉
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成23年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２４６号
岐阜県瑞穂市牛牧1382番地11
債務者　田口　勝正
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋田　直実
4　破産債権の届出期間　平成23年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月19日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２３１号
富山県砺波市野村島488番地
債務者　川邉　弘樹
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　直俊
4　破産債権の届出期間　平成23年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第７９号
千葉県東金市上谷600―１、住民票上の住所
千葉県東金市上谷265番地３
債務者　小早川當子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　知也
4　破産債権の届出期間　平成23年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月８日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第９６号
佐賀県佐賀市富士町大字下熊川318番地２
債務者　内田美代子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　弘志
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６４２７号
東京都新宿区高田馬場４丁目36―15―209
債務者　多田　浩明
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大胡　　誠
4　破産債権の届出期間　平成23年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９号
兵庫県赤穂市坂越1015番地
債務者　前田　稔朗
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１７８号
兵庫県姫路市広畑区則直72番地５　サンセールⅡ201、従前の住所兵庫県赤穂市目坂773番地の20
債務者　臼井　伸祐
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　二郎
4　破産債権の届出期間　平成23年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月18日午前10時25分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２１６号
兵庫県神崎郡福崎町西治1492番地63
債務者　直江　正輝
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　浩史
4　破産債権の届出期間　平成23年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月18日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１５８号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江3891番地１　間借家Ｄ号室
債務者　河野　里美（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　好成
4　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月26日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２号
和歌山県御坊市野口366番地８、前住所和歌山県日高郡印南町大字南谷304番地
債務者　前田　忠紀
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　繁夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第１４号
和歌山県御坊市野口366番地８
債務者　前田與喜子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　繁夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
和歌山地方裁判所御坊支部